

発振器又は 発振機能を有する組立品

※発振器のモジュールも含まれる。

輸出令別表第1の7の項(2)、省令第6条第二号ヲ

作成責任者 (作成年月日 年 月 日)

会社名

所属

(フリガナ)

氏名

印

電話

パラメータシート

様式：6D-12-3

CISTEC 2013. 11. 05

(平成25年10月15日施行政省令等対応)

型名	チェックグループ	1(注4)	2				備考	判定
	チェック項目	10Hz < F Hz(注1) < 500 kHzの全範囲にわたって動作周波数(f MHz)に対する1Hz当たりの単側波帯位相雑音の比の設計値を定めているか	10Hz < F Hz(注1) < 10kHzの範囲において 動作周波数(f MHz)に対する1Hz当たりの単側波帯位相雑音の比が次に掲げる式により算定した値未満となるように設計したもの $20 \log_{10}(f \text{ MHz}) - 20 \log_{10}(F \text{ Hz}) - 126 \text{ dBc/Hz}$		10kHz ≤ F Hz(注1) < 500kHzの範囲において 動作周波数(f MHz)に対する1Hz当たりの単側波帯位相雑音の比が次に掲げる式により算定した値未満となるように設計したもの $20 \log_{10}(f \text{ MHz}) - 20 \log_{10}(F \text{ Hz}) - 114 \text{ dBc/Hz}$			
	判定基準	(非) = いえ	MHz(注3)					
			動作周波数(f MHz)	F1: 100 Hz	F2: 1kHz	F3: 10kHz	F4: 100kHz	
			右記のオフセット周波数における計算値 dBc/Hz	-	-	-	-	
				① (該) 設計値 < 計算値	② (該) 設計値 < 計算値	③ (該) 設計値 < 計算値	④ (該) 設計値 < 計算値	
			設計値 dBc/Hz (注5)	-	-	-	-	
				-	-	-	-	

注 釈

注1. Fは、動作周波数からのオフセット周波数の隔たりをいう。(単位はHz)
 注2. f は、動作周波数をいう。(単位はMHz)
 注3. 動作周波数が固定でないものの動作周波数の決め方
 (イ)規格値を定めている貨物は、規格値の最大動作周波数
 (ロ)規格値を定めていない貨物は、その貨物の最大動作周波数
 注4. チェックグループ1のオフセット周波数の全範囲にわたって動作周波数に対する1Hz当たりの単側波帯位相雑音の比の設計値を定めていない場合は、チェックグループ 1は(非)であり、その貨物は非該当。以降チェックグループ2の判定は不要。
 注5. オフセット周波数F1からF4における設計値を記載。チェックグループ2①から④のいずれかが(該)の場合、その貨物は該当。